平成２３年（フ）第３０１０号
名古屋市瑞穂区豊岡通３丁目18番地
債務者　株式会社オカノカネヨシ
代表者代表取締役　岡野　芳雄
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　修
4　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８２号
熊本市上代２丁目４番23号
債務者　株式会社浜活
代表者代表取締役　後藤　利夫
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
4　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午後１時30分
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９９号
長崎県諫早市津久葉町５番121号
債務者　株式会社マイクロマテリアルズジャパン
代表者代表取締役　森山　博昭
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福﨑　博孝
4　破産債権の届出期間　平成24年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午後１時30分
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第６号
静岡県浜松市中区葵西６丁目25番40号
債務者　新村化成工業株式会社
代表者代表取締役　新村　哲宏
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渥美　利之
4　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後２時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６号
宮崎県串間市大字西方字上高野2637番地１号
債務者　株式会社新日本環境サービス
代表者代表取締役　戸田　崇博
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　裕治
4　破産債権の届出期間　平成24年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前10時
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３号
茨城県高萩市大字高萩788番地の３
債務者　株式会社匠建設
代表者代表取締役　沼田　　智
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午前11時
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第９４号
栃木県那須塩原市南郷屋４丁目13番１、商業登記簿上の所在地栃木県那須塩原市塩原610番地５
債務者　有限会社つくし亭
代表者代表取締役　藤田　和雄
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮田　賢治
4　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３７６号
群馬県高崎市浜尻町219番地１　エクレール箱田Ｂ―101号
債務者　大橋　正人（旧姓大河原）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正樹
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後１時30分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７０号
広島県三次市吉舎町吉舎字甲成1791番地の１
債務者　吉舎土建有限会社
代表者代表取締役　宗藤　吉徳
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１４６５号
神戸市兵庫区芦原通２丁目２番22号、商業登記簿上の本店所在地神戸市兵庫区上祇園町９番２号
債務者　有限会社コタニ
代表者代表取締役　小谷　　弘
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　破産債権の届出期間　平成24年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３３１９号
横浜市磯子区杉田坪呑２番２―508号
債務者　二又川眞紀
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　鉄平
4　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９８号
川崎市宮前区馬絹1035番地　ハイツＴ＆Ｃ101、前住所川崎市宮前区馬絹1319番地　吉田荘201
債務者　大浦　茂美
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月８日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７９９号
川崎市宮前区馬絹1035番地　ハイツＴ＆Ｃ101、前住所川崎市宮前区馬絹1319番地　吉田荘201
債務者　砂押　章子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月８日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７６号
川崎市宮前区東有馬１丁目１番12―503号　ヴェル・ドミール
債務者　佐藤　洋一
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植原　健一
4　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月15日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係